

「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（案）」、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）」及び「昭和四十七年労働省告示第百二十三号（有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件）を廃止する件（案）」に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について

令和 5 年 3 月 3 0 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

標記について、令和5年2月6日から令和5年3月7日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計13件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	【改正の趣旨について】 特化則第38条の3各号に規定する有害性等の掲示の対象物質について、特別管理物質に限定されていたものを全ての特定化学物質に対象を拡大する案については、全ての取扱い業務や事業場について要求するべきではないと考える。具体的には、取扱い方法や取り扱う特定化学物質の種類が多岐にわたり、かつ頻繁に種類が変わる試験研究などの業務においては、そのたびごとに掲示内容を変更したり、あるいは、今後取り扱う可能性があるすべての特定化学物質について掲示を行うことは、煩雑かつ注意事項を取扱者に認識させやすくするという点で効果的であると考える。むしろ、当該業務にあたる前に、掲示内容に相当する注意事項を従事者間で読み合わせしたのち、作業を開始するなどの業務手順を要求する方が効果が高いであるとする。したがって、	有害物の有害性等に関する掲示は、建設アスベスト訴訟に対する令和3年5月17日の最高裁判決において、化学物質の有害性等の警告表示において表示すべき事項が十分でなかったとされたことを踏まえ、石綿以外の有害物を取り扱う場所においても、その有害性等を掲示により周知させる必要性が石綿と同様にあることから、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第82号。以下「改正省令」という。）により、有害性の掲示に係る規定が置かれていなかった化学物質に係る省令にも掲示規定を設けたところ。一方、改正省令においては、特定化学物質の有害性等の掲示の対象が特別管理物質に限定されているため、上記の最高裁判例の趣旨を踏まえ、全ての特定化学物質に対象を拡大するものです。

	<p>掲示の方法は事業者任せにすべきである と考える。</p>	
2	<p>【改正の趣旨について】 特化則第38条の3各号に規定する掲示を義務づける事項として、特別管理物質を製造し、又は取り扱う全ての作業場において、「使用すべき保護具」を掲示しなければならないこととする案については、労働者保護に資すると思われるため、賛成する。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p>
3	<p>【適用作業場について】 「特化則第38条の3各号に規定する掲示を義務づける事項として、特別管理物質を製造し、又は取扱う全ての作業場において、「使用すべき保護具」を掲示しなければならないこととする」とあるが、これは令和4年厚労省告示82号で「四 有効な保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等は「イ～トに示す場所」で掲示することとしたものを、「全ての作業場」に拡大するという理解で良いか。</p>	<p>「使用すべき保護具」については、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）第38条の3第4号のイ～トに示す場所で掲示することとしたものを、現行の規定のとおり、「特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場」全てで掲示することとするものです。</p>
4	<p>【対象物質について】 特化則第38条の3各号に規定する有害性等の掲示の対象物質について、特別管理物質に限定されていたものを全ての特定化学物質を対象を拡大する、とのことだが、この対象に副生物として生じ得る化学物質も含まれるか。</p>	<p>副生成物として生じ得る化学物質も含まれます。</p>
5	<p>【対象物質について】 過去使用していたが、製品廃番になって現在は使用していない場合、個別に看板等による周知は必要になるか。また、現在使用している場合は必要となる認識だが、過去をさかのぼることは必要になるのか。</p>	<p>有害性等の掲示は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときに義務付けられるものですので、過去に使用していた有機溶剤についてまで掲示が義務化されるわけではありません。</p>
6	<p>【掲示方法について】 ・有機則第24条第1項に定める掲示事項は重要な事項であり、その掲示方法を決</p>	<p>掲示については、令和5年4月1日に施行される有機溶剤中毒予防規則第24条第1項では、「見やすい場所に掲示しなければならない</p>

	<p>めておくことは極めて重要と考える。通達ではなく、有機則第24条第2項を残し、昭和47年労働省告示第123号の告示を都度改正すべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機則の掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件を廃止について、掲示方法の変更の必要性があつての廃止かと思うが、先に掲示方法の変更を可能な状態にしてから告示を廃止するなど、現実的に掲示等の手法について措置を講じた後に、廃止すればよいものとする。 ・有機則第24条第2項の規定を削除し、また、同項に関連付いている「有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件（昭和47年労働省告示第123号）」を廃止し、掲示方法等については、今後、通達等で具体化するとのことだが、その通達等においては、デジタル技術等の活用により柔軟な運用化を図ると共に、従来の掲示方法等は継承されると考えてよいか。 ・取扱い物質の種類が多岐におよぶ場合、作業場への掲示が大量に発生し、掲示物の作成コスト、掲示物の維持管理の手間などの事業者負担が大きくなる。また、掲示場所が少ない場合は物理的な制約で掲示できないという問題も生じることから、イントラネットワーク等でいつでも有害性や保護具に関する情報にアクセスできるようにしておけば、物理的な掲示に代替できるようにしていただきたい。 	<p>い」と規定されています。その上で、同条第2項において、掲示する内容及び方法については、告示で示すことが規定されています。同項に基づく告示（有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件（昭和47年労働省告示第123号）。以下「旧告示」という。）においては、掲示板の大きさや材質等を定めておりましたが、最新のデジタル技術等を活用することも見据え、柔軟な方法で掲示を行うことができるよう、掲示方法を個別具体的に限定していた旧告示を廃止することとしたものです。</p> <p>なお、有害性等を「見やすい場所に掲示する」ことの解釈については、今後通達等でお示しする予定ですが、旧告示で定める掲示方法も含まれる解釈とする予定です。</p>
7	<p>【掲示内容について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の掲示物を交換等することになるため、職場における化学物質への危険・有害性の関心度を高める上で良い機会になると考える。一方で、特化物の全てを掲示することになる場合、試験室や分析室のように少量多品目を所持する場合でも掲示することになる。小さな部屋で多品目 	<p>「生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」「取扱い上の注意事項」を含めた有害物ごとに掲示すべき内容等については、別途、通達で例示をお示しする予定です。</p>

	<p>を掲示となると、極端には壁のすべてが埋まってしまうことにもなるので、「名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項」などは包括的な一覧掲示ができるような方法を検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 47 年労働省告示第 123 号を廃止する件について、有機則第 24 条第 1 項第 1～3 号では掲示すべき項目が規定されているが、具体的な掲示内容は当該告示で示されているだけであった。SDS からは「生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」等は読み取れないので、有機溶剤の取扱事業者にとって「有機溶剤等使用の注意事項」に掲示すべき具体的な内容を知ることができるのは、国からの指導である当該告示だけであった。したがって、告示の掲示内容に係る部分は残し掲示方法のみを削除する改正に留めていただきたい。さらに、鉛則、粉じん則等についても有機溶剤と同等の掲示が必要になったので、これらに関する「生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」「取扱い上の注意事項」の具体的掲示内容を示した告示を公示願いたい。 ・概要の 2（1）の「使用すべき保護具」の表示について、記載のレベルが不明である。記載例を示していただきたい。 ・概要の 2（3）（4）の施行前に通達等で示される新たな掲示方法等については、「掲示内容」の具体的な文言もぜひ盛り込んでいただきたい。 	
8	<p>【施行日について】</p> <p>概要の 2（1）の施行期日が 3 月末となっているが、がん原性物質の対応等で手一杯である。施行期日を概要の 2（2）と同じ令和 5 年 10 月 1 日からにいただきたい。</p>	<p>2（1）は、特別管理物質を製造し、又は取扱う全ての作業場において、「使用すべき保護具」の掲示を義務付けるものですが、令和 5 年 3 月 31 日までの規定と同様の内容ですので、現状の規定を遵守していれば、新たな措置を行う必要はありません。</p>
9	<p>【施行日について】</p>	<p>掲示の対象物質拡大については、事業場における化学物質による労働災害を防止するた</p>

	<p>特別管理物質の掲示の対象物質拡大について、事業場によっては多数の対象物質を多数の作業場で扱っており昨年の改正対応で、現状の取り扱い物質の対応確認や、来期から追加される物質並びに指定される物質の確認を誠意行なっているところである。</p> <p>その改正対応の最中、いま新たに、この公布から6か月の間に表示拡大の施行義務化というのは、1つ1つは取れば実施内容は難しくないことでも、対象を多数扱っている場合は、その掲示内容確認、制作、またその費用について、すぐに対応するのは難しい。</p> <p>例えば、まずは努力義務として設定され、1年程ないしは2年の間に義務化するなど、掲示の実行完了に至るまでの猶予をいただきたい。</p>	<p>め、可及的速やかに施行する必要がある一方、事業者において、掲示等の準備を行う期間を考慮し、令和5年10月1日の施行としています。ご理解いただければ幸いです。</p>
10	<p>【施行日について】</p> <p>概要の2(3)(4)の施行前に、新たな掲示方法等について通達等で具体化するとのことだが、通達の発出日によっては掲示物(標識)を量産し、令和5年4月1日以前に各事業所へ納品することが出来ない事態が予想されるため、設置までの猶予期間を2か月程度設けていただきたい。</p>	<p>有害性等を「見やすい場所に掲示する」ことの解釈については、通達等でお示しする予定ですが、旧告示で定める掲示方法も含まれる解釈とする予定ですので、旧告示で定める方法で差し支えありません。</p>

○本改正省令とは直接関係の無いご意見

1	<p>「その他ご意見」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機則及び特化則以外の掲示規定に係る御意見。 	<p>いただいた御意見は今後の制度改正における参考とさせていただきます。</p>
---	---	--